

鳥取県型強度行動障がい者入居等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県型強度行動障がい者入居等支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、重度の強度行動障がい者へ新たに居住支援を行う社会福祉法人等に対して助成を行うことにより、障がい児施設等において重度の強度行動障がい者が待機している状況を早期に解消すること及び保護者の負担、不安を軽減すること並びに手厚い支援体制により行動障がいの軽減を図り、グループホーム等への地域移行の流れを作ること及び重度の強度行動障がい者への支援を行うことのできる社会福祉法人等の裾野を広げることがを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、鳥取県型強度行動障がい者入居等支援事業実施要綱（平成22年12月27日付第201000149887号鳥取県福祉保健部長通知。以下「実施要綱」という。）に基づき、別表の第1欄に掲げる事業（以下「間接補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、本補助金の額に2を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する市町村に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金は、間接補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費に充てるものとし、その額は、前項に規定する間接補助金の額及び同表の第4欄に定める補助基準額を比較していずれか低い額に同表の第5欄に定める率を乗じて得た額以下とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 同表第4欄の（1）及び（2）の事業について、月の途中で入居又は退去した利用者に係る当該月の補助基準額は、次の算式により算出した額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

4 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者（同条例第2条第1項に定める事業者をいう。）への発注に努めなければならない。

当該月の適用日以降（入居時）の日数又は当該月の適用されなくなった日の前日まで（退去時）の日数

1人当たり月額 ×

当該月の日数

（補助期間の限度）

第4条 本補助金の交付期間の限度は、支援対象者1人につき、3年間を限度とする。ただし、次のいずれかの取組みを実施してもなお、実施要綱別紙「強度行動障がい判定基準」において、判定された点数の合計が20点以上の者については、当該取組みが継続されている期間は、更に3年間を限度として、補助金の交付対象とする。

- （1）強度行動障がい者支援者養成研修（実践研修）を修了した者が作成する支援計画に基づき、強度行動障がい者支援者養成研修（基礎研修）を修了した者が1年以上継続して支援すること。
- （2）強度行動障がい者支援者養成研修（専門研修）を修了した者や、強度行動障がいに関する専門的な知見を有する外部アドバイザー等が、ケース検討会議に参加し、支援方法を定期的に検討すること。

（交付申請の時期等）

第5条 本補助金の交付申請は、本補助金の交付を受けようとする年度の6月30日までに行わなければならない。ただし、年度途中で当該事業を開始しようとする場合は、別に定める。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

（交付決定の時期等）

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

（間接交付の条件）

第7条 本補助金の交付を受ける市町村（以下「補助事業者」という。）は、第3条第1項に規定する間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。） 、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金	

（承認を要しない変更）

第8条 規則12条第1項の知事が別に定める変更は、間接補助金の増額又は2割を超える減額以外の変更とする。

2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（間接的な変更等の承認）

第9条 補助事業者は、第7条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第6条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更を定めるに当たっては、間接補助事業ごとに別表の第6欄に掲げる変更を定めてはならない。

（指示等の報告）

第10条 補助事業者は、第7条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

（実績報告の時期等）

第11条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

（1）規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、間接補助事業の完了又は間接交付の中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

（2）規則第17条第1項第3号の場合にあつては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月30日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類

はそれぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(間接補助金の支払)

第12条 補助事業者は、本補助金の支払を受けたときは、その支払を受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

(雑則)

第13条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年12月27日から施行し、平成23年1月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年7月27日から施行し、平成27年度事業から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年12月17日から施行し、平成30年度事業から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表

1 間接補助事業	2 事業実施主体	3 間接補助対象経費	4 補助基準額	5 補助率	6 間接補助事業の重要な変更
鳥取県型強度行動障がい者入居等支援事業	新たに重度の強度行動障がい者の居住支援又は短期入所事業による支援を行う社会福祉法人等	支援対象者を支援する障害者支援施設、グループホーム又は短期入所事業所の運営に要する経費	(1) 強度行動障がい者新規支援補助事業 ア 障害者支援施設へ新たに居住する場合 1人当たり月額 240,000円 イ グループホームへ新たに居住する場合（ウの場合を除く） 1人当たり月額 314,000円 ウ 日中サービス支援型グループホームへ新たに居住する場合 1人当たり月額 260,000円	1/2	補助金の増額又は補助基準額の2割を超える減額
			(2) 強度行動障がい者グループホーム移行支援事業 ア グループホームへ移行する場合（イの場合を除く） 1人当たり月額 314,000円 イ 日中サービス支援型グループホームへ移行する場合 1人当たり月額 260,000円		
			(3) 強度行動障がい者短期入所利用支援事業 1人当たり日額 12,000円		

注1 間接補助対象経費のうち、委託に係るものは、県内事業者が実施したものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。

注2 補助対象経費は、いずれも交付決定日の属する年度の4月1日から3月31日までのものを対象とする。

様式第1号（第5条、第11条関係）

年度鳥取県型強度行動障がい者入居等支援事業計画（報告）書

1 補助を行う市町村名 ()

2 支援対象者（重度の強度行動障がい者）の概要

- (1) 受給者番号 ()
- (2) 支給決定サービス ()
- (3) 障害支援区分 ()
- (4) 強度行動障がい判定基準（実施要綱の別紙1）による合計点数 ()
- (5) 申請日現在の居住する場所（施設等の場合は、施設名も）
()
- (6) その他支援対象者に係る特記事項
()

3 支援事業者の概要

- (1) 法人名 ()
- (2) 法人代表者名 ()
- (3) 支援を行う障害福祉サービス事業所名 ()
- (4) (3) の事業所番号 ()
- (5) 事業所の所在地 ()
- (6) 管理者名 ()
- (7) (3) の事業所が提供するサービス ()
- (8) 日中活動を別法人へ委託した場合の委託先法人及び事業所名
 - ア 法人名：()
 - イ 事業所名：()
 - ウ 県内事業者への委託が困難な理由等（該当がある場合のみ記載）
：()

4 支援の概要

- (1) 支援対象者入居後の事業所全体の配置状況（利用者：職員）＝ (:)
- (2) 重度の強度行動障がい者が属するグループ（棟、住居）に対する配置状況
 - ア 支援対象者入居前 (利用者：職員)＝ (:)
 - イ 支援対象者入居後（補助金交付決定後） (利用者：職員)＝ (:)
- (3) 支援対象者に対する1：1相当の支援に係る週当たりの（予定）時間数

週（ ）時間

5 補助所要（実績）額

(1) 支援日数 () か月 と () 日
※期間 () 月 () 日 ～ () 月 () 日

(2) 所要額 () 円
【内訳】 () 円「補助基準額」× () か月 + () 円「補助基準額又は月割り額」× () 日

6 他の補助金の活用の有無（有・無）

（「有」の場合）

- (1) 他の補助金名 ()
(2) 当該補助事業の内容 ()
(3) 当該補助金所管者及びその連絡先
ア 所管者 ()
イ 所管者の連絡先 ()

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

※「鳥取県障がい者グループホーム等夜間世話人等配置事業補助金」との重複の申請はできません。

7 提出資料

- (1) 知的障害者更生相談所長が行った判定表の写し
(2) ケアプラン等の支援予定がわかる資料
※実績報告時には、支援対象者の状況も含めて報告
(3) 実施要綱に定める人員要件に係る職員の予定勤務スケジュールがわかるもの
※補助金の助成による加配等がわかるものを添付
※実績報告時は、出勤簿及び勤務表・勤務スケジュール等の写し
(4) 契約する医療機関などの協力医療機関に関する書類の写し
(5) 実施要綱に定める設備要件に係る支援場所等の図面等
(6) 実施要綱第5条に定める支援対象者に係る資料
(7) 第4条に定める(1)又は(2)の取組みの概要がわかる資料
※3年間の限度を超えて申請する場合のみ
※その他必要に応じて参考添付してください。

様式第2号（第5条、第11条関係）

年度鳥取県型強度行動障がい者入居等支援事業収支予算（決算）書

1 収入の部 (単位：円)

区分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
県費 市町村費 その他					
計					

2 支出の部 (単位：円)

区分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
鳥取県型強度行動障がい者入居等支援事業					
計					

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

様

職 氏 名 印

年度鳥取県型強度行動障がい者入居等支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付 第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった平成 年度鳥取県型強度行動障がい者入居等支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 間接補助事業

本補助金の間接補助事業は、鳥取県型強度行動障がい者入居等支援事業とし、その内容は、・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、間接補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円
- (2) 交付決定額 金 円

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、鳥取県型強度行動障がい者入居等支援事業補助金交付要綱（平成22年12月27日付第201000149887号鳥取県福祉保健部長通知。以下「要綱」という。）第3条2項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。